

監 査 報 告

公立大学法人釧路公立大学
理事長 名塚 昭 様

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人釧路公立大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの業務及び会計に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、公立大学法人釧路公立大学監事監査規程及び本年度の監査計画に基づき、役員及び職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、理事会に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに重要文書等を閲覧し、釧路公立大学の事務所において、業務及び財産の状況について監査しました。

また、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）、事業報告書及び決算報告書の適正性を検討しました。

2. 監査の結果

- （1）業務は、法令等に従って中期計画に掲げる業務に適正に取り組んでおり、中期目標の着実な達成に向け、効率的かつ効果的に実施しているものと認めます。
- （2）組織及び制度全般の運営状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- （3）予算の執行状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- （4）資産の取得、処分及び管理状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- （5）財務諸表及び事業報告書は、法人の財政状況及び業務の運営状況を正しく表示しており、決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- （6）役員の職務の遂行に関し、不正行為及び法令等に違反する重大な事実は認められません。

以 上

令和6年6月11日

公立大学法人釧路公立大学

監事 伊藤 明日佳

監 査 報 告

公立大学法人釧路公立大学
理事長 名塚 昭 様

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人釧路公立大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの業務及び会計に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、公立大学法人釧路公立大学監事監査規程及び本年度の監査計画に基づき、役員及び職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、理事会に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに重要文書等を閲覧し、釧路公立大学の事務所において、業務及び財産の状況について監査しました。

また、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）、事業報告書及び決算報告書の適正性を検討しました。

2. 監査の結果

- （1）業務は、法令等に従って中期計画に掲げる業務に適正に取り組んでおり、中期目標の着実な達成に向け、効率的かつ効果的に実施しているものと認めます。
- （2）組織及び制度全般の運営状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- （3）予算の執行状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- （4）資産の取得、処分及び管理状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- （5）財務諸表及び事業報告書は、法人の財政状況及び業務の運営状況を正しく表示しており、決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- （6）役員の職務の遂行に関し、不正行為及び法令等に違反する重大な事実はありません。

以 上

令和6年6月13日
公立大学法人釧路公立大学

監事 松浦 恒久